



2022年 4月27日
第192号

JR 東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本
発行人 助川一実
編集情宣担当
ホームページ
<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



JR西日本の懲罰的な賃金カットに対する

岡山不当賃金カット裁判勝利！

2022年4月19日、2021年3月31日に提訴した「岡山不当賃金カット裁判」の岡山地方裁判所判決がおこなわれ、JR西日本に対し56円の支払いを命じ、賃金カットが違法であることが言い渡されました。

JR西日本岡山支社の運転士は、JR岡山駅で回送列車を車庫まで移動する作業を担当。その際、列車が到着するホームを間違え、駅まで運転してきた運転士との引継ぎ作業の開始が2分遅れ、回送列車の発車が1分、入庫完了も1分遅れました。



これに対し、JR西日本は「乗り継ぎが遅れた2分間は労働実態がない」と2分間の85円の賃金をカットしました。

運転士は岡山労働基準監督署に相談し、JR西日本は労基署から是正勧告を受けましたが、最終的に発車が遅れた1分間の賃金をカットしました。これを不当とし、カットされた賃金43円と精神的苦痛を受けた慰謝料などの支払いを求め、運転士はJR西日本を相手に提訴したのです。

【岡山地裁の判決内容】

- 労務の提供が人間の活動である以上、一定の割合でその遂行過程の一部に過失による誤りや遅れ等が生じ得ることは通常想定されるものである。
- 乗務員は小カードにより指示された業務を遂行する過程で誤りや遅れ等を発生させた場合に、それを修正するための労務も含めて業務の遂行をおこなっており、賃金は指揮命令に服して従事した労務の対価として支払われるべき。
- 乗務員の過失による誤った労務やその修正のための労務を受領していないなどとみるのは相当でない。

私たちは生きるために自らの労働力を売って賃金を得ている！

鉄道の安全を脅かす懲罰的な運転士管理法は是正しなければならない！